

マイナンバーの通知がきたら

税理士法人 土屋会計事務所 代表社員・税理士 土屋 進

1. 個人番号カードの交付の申請

もう、皆様の手元には簡易書留で「通知カード」が届いているかと思います。この通知書についている交付申請書(写真添付)を市町村に届けて「個人番号カード」を取得します。これは、ICチップ(電子証明書)と顔写真付きのプラスチック製のカードです。

これを取得することは任意ですが、今後、マイナンバー制度による新たな行政サービスを受ける際にこの「個人番号カード」が必要になってきます。また、公的な身分証明にもなります。

(申請方法)

- ① 郵送・オンラインによる申請
- ② 企業等において一括申請
- ③ 自治体窓口で申請
- ④ 居所地での申請(震災被災者が避難先の自治体、DV等被害者が居所地の自治体で)

2. 「個人番号カード」の交付の際は、暗証番号が必要

- ① 申請後、1月以降に「交付通知書(ハガキ)」が届く。
- ② この「交付通知書」と「通知カード」、本人確認書類(運転免許証等)をもって市役所の窓口で「個人番号カード」を受け取ります。
※住民基本台帳カードを持っている人は、返却します。
- ③ この時、2つの暗証番号の設定を求められます。
 - 数字4桁
 - 英数字6～16字の組み合わせ
 あらかじめ、暗証番号を考えていきましょう。

3. 「個人番号カード」で受けられるサービス

- ① 公的な身分証明として利用できる。

- ② 国や自治体等が提供するサービス毎に必要な複数のカードが個人番号カードと一対化される。
- ③ 搭載された電子証明書を使って電子申告や各種行政のオンライン申請ができる。
- ④ コンビニなどで、住民票、印鑑登録証明書など公的な証明書を取得できる。
- ⑤ 平成29年1月開始の個人専用サイト「マイナポータル」を利用できる。
 - ⇒ 自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる。
 - ・ 行政機関が持っている自分の個人情報の内容を確認できる。
 - ・ 行政機関などから一人ひとりに合った行政サービスなどのお知らせが届く。
 ※ただし、サイトへのアクセスには「個人番号カード」が必要。

4. マイナンバー制度により、パート収入等も正確に把握されます。

本人の収入だけでなく配偶者のパート収入や子供(扶養家族)のアルバイト収入なども正確に把握されますので、配偶者控除や扶養控除などについては、充分注意する必要があります。

※例えば、1年間のパート収入が103万円以下であれば夫自身の所得について「配偶者控除(38万円)」が受けられ、妻本人の収入には所得税が課税されません。

※住民税は100万円を超えると課税されます。

※パート収入が103万円以下であっても、生命保険の一時金や、損害保険の満期返戻金との収入があれば103万円を超える可能性があります。

また、社会保険の扶養から外れるのはパート収入が130万円以上です。

(土屋会計事務所「事務所通信」より抜粋)